５．「役務提供範囲等」は、為替取引を提供する国又は地域の範囲及び外貨建てで行う場合には取り扱う外国通貨の種類について記載すること。

［６．～10.　略］

（第６面）　［略］

（第７面）

⑶　資金移動の概要図

［表略］

（記載上の注意）

資金移動業者、電子決済手段等取引業者、業務受託者及び利用者の間における役務提供及び資金移動の形態を、資金移動業の名称ごと（電子決済手段を発行する場合にあっては、電子決済手段の名称ごと）に簡略に図示し、資金移動業の種別を括弧書で併せて記載すること。また、資金移動業者が為替取引において取得する利用者の個人情報について、その保管場所を含む管理体制を記載すること。

［（第８面）・（第９面）　略］

（第10面）

10.　主要株主の氏名、商号又は名称

［表略］

（記載上の注意）

１．「主要株主」とは、第３条の６第３項第10号に規定する主要株主をいう。

２．［略］

３．「議決権」とは、第３条の６第３項第10号に規定する議決権をいう。

４．［略］

５．「割合」とは、第３条の６第３項第10号に規定する総株主の議決権の数に対する同号に規定する主要株主の保有する議決権の数の百分比をいう。

６．［略］

［（第11面）・（第12面）　略］

別紙様式第２号の２（第４条関係）

（日本産業規格Ａ４）

［（第１面）～（第５面）　略］

（第６面）

12.　資金移動業の内容及び方法

⑴　資金移動業の内容及び方法

［略］	
為替取引の種類等	
［略］	

５．「役務提供範囲等」は、為替取引を提供する国又は地域の範囲及び外国通貨建てで行う場合には取り扱う外国通貨の種類について記載すること。

［６．～10.　同左］

（第６面）　［同左］

（第７面）

⑶　資金移動の概要図

［同左］

（記載上の注意）

資金移動業者、業務受託者及び利用者の間における役務提供及び資金移動の形態を、資金移動業の名称ごとに簡略に図示し、資金移動業の種別を括弧書で併せて記載すること。また、資金移動業者が為替取引において取得する利用者の個人情報について、その保管場所を含む管理体制を記載すること。

［（第８面）・（第９面）　同左］

（第10面）

10.　主要株主の氏名、商号又は名称

［同左］

（記載上の注意）

１．「主要株主」とは、第５条第２号に規定する主要株主をいう。

２．［同左］

３．「議決権」とは、第５条第２号に規定する議決権をいう。

４．［同左］

５．「割合」とは、第５条第２号に規定する総株主の議決権の数に対する同号に規定する主要株主の保有する議決権の数の百分比をいう。

６．［同左］

［（第11面）・（第12面）　同左］

別紙様式第２号（第４条関係）

（日本産業規格Ａ４）

［（第１面）～（第５面）　同左］

（第６面）

12.　資金移動業の内容及び方法

⑴　資金移動業の内容及び方法

［同左］	
為替取引の種類	
［同左］	